

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

鶴見合同運送株式會社 定 款



鶴見合同運送株式會社定款

第壹章 總 則

第 壹 條 當會社ハ鶴見合同運送株式會社ト稱ス

第 貳 條 當會社ハ本店ヲ神奈川縣橋樹郡鶴見町ニ置ク

(昭和二年四月一日行政區域變更橫濱市鶴見區鶴見町)

第 參 條 當會社ハ海陸貨物運送及運送取扱並ニ倉庫業其他之ニ關聯スル

一切ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第 四 條 當會社ノ資本金ハ金拾萬圓トス

第 五 條 當會社ノ存立時期ハ創立ノ日ヨリ滿參拾ケ年トス

第 六 條 當會社ノ廣告ハ東京市ニ於テ發行スル東京朝日新聞ニ掲載ス

第貳章 株 式

第 七 條 當會社ノ株式ハ貳千株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第 八 條 當會社ノ株式ハ壹株券、拾株券、五拾株券ノ參種類トス

第 九 條 株式ノ拂込ハ金五拾圓全額拂込済ノモノトス

第 拾 條 當會社ノ株式ハ記名式トシ無記名式ト爲ス事ヲ得ス

第拾壹條

當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタル時ハ其株券ノ裏面相當欄ニ當時者双方署名捺印シ之ニ當會社所定ノ書式ニ依リ名義書換ヲ請求スヘシ

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ讓受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ社長ハ其株券ニ署名捺印シテ株式ノ移轉ヲ證スヘシ  
株式ノ賣買讓渡ハ前項ノ手續ヲ履踐シタル上ニ非サレハ當會社ニ對シ效力ヲ生セサルモノトス

第拾貳條

相續又ハ遺言ニ依リテ株式ヲ取得シタルモノハ之ヲ證スル證書ヲ添へ名義書換ヲ請求スヘシ

第拾參條

株主カ株券亡失ノ爲其再交付ヲ請求スル場合ハ其事實ノ證明及保證人貳名以上連署シタル保證書ヲ差出スヲ要ス

前項ノ場合當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ公告ヲ爲シ參ヶ月間ヲ經過スルモ尙ホ發見セサルカ若クハ異議ノ申立ヲ爲スモノナキトキハ新株券ヲ交付スルモノトス

但會社ニ於テ其發告ヲ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ第壹項ノ手續終了ト同時ニ株券ノ再交付ヲ爲スコトヲ得

第拾肆條

株券ノ毀損又ハ分合ノ爲メ新株券ノ交付ヲ請求スル時ハ舊株券引換ニ之ヲ交付ス

第拾伍條

新株券交付ニ對シテハ株券壹通ニ付金五拾錢、名義書換ニ對シテハ壹通ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ徴收ス

第拾陸條

株主ハ其氏名住所並ニ印鑑ヲ當會社ニ届出ル事ヲ要ス其變更ノトキ亦同シ

株主カ前項ノ届出ヲ怠リタル爲メニ生シタル損害ハ會社其責ニ任セス

第拾柒條

當會社ハ毎年四月壹日及拾月壹日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株主名義ノ書換ヲ停止ス

但臨時株主總會ノ場合ハ開會當日ノ貳週間前ヨリ之ヲ停止ス

第參章 株主總會

第拾八條

定時株主總會ハ毎年五月及拾壹月之ヲ開キ臨時株主總會ハ社長取締役會又ハ監查役貳名以上ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ

開ク

第拾九條

總會ハ會日ヨリ拾四日前ニ各株主ニ對シ會議ノ場所、時日、

會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ通知ス

第貳拾條

總會ノ議事ハ招集狀記載ノ目的事項ノ外他議ニ渉ル事ヲ得ス

第貳拾壹條

總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ任ス社長取締役共ニ差支ヘ

アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾貳條

總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同

數ナルトキハ議長之ヲ裁決ス

但シ議長ハ裁決權ヲ有スルカ故ニ自己ノ議決權ヲ妨ケス

第貳拾參條

株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第貳拾四條

株主ハ代理人ヲシテ總會ニ於ケル議決權並ニ株主權ヲ行使セ

シムルコトヲ得

但代理人ハ當會社ノ株主ニ限ル

第貳拾五條

總會ノ議事ハ決議錄ニ記載シ議長並ニ出席株主貳名之ニ署名

捺印シテ當會社ニ保存ス

第四章 役員

第貳拾六條

當會社ハ取締役五名以内監査役貳名以内ヲ置ク

第貳拾七條

取締役及監査役ハ五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會

ニ於テ選任ス

第貳拾八條

取締役ハ任期中其所有株式五拾株ヲ監査役ニ供託スヘシ監査

役ハ其預リ證ヲ交付スルトキ之ニ融通ヲ禁スル旨ヲ記載スルコ

トヲ要ス

第貳拾九條

取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名、常務取締役貳名以内ヲ選舉ス

第參拾條

社長ハ會社ヲ代表シ常務取締役ハ業務ヲ管掌ス、社長事故ア

ルトキハ常務取締役ノ内壹名之ヲ代理ス

第參拾壹條

取締役又ハ監査役任期中缺員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會

ヲ招集シテ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ニ缺ケス且ツ業務ノ

執行ニ支障ナキトキハ次回ノ改選期迄其選舉ヲ延期スルコトヲ

得

第參拾貳條

取締役ノ任期ハ參ケ年、監査役ノ任期ハ貳ケ年トシ滿期再選

重任ヲ妨ケス

但任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會ノ終結前ニ滿了

シタルトキハ其終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

第參拾參條

社長、取締役、監査役ノ報酬ハ壹期間金四千圓以内トス

第五章 計 算

第參拾四條 當會社ノ計算ハ壹ケ年ヲ貳期ニ分チ毎年參月彙日及九月末日ノ兩度ニ閉鎖ス

第參拾五條 當會社ハ毎稟算期ニ於ケル總益金ヨリ一切ノ諸經費及損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ通り處分ス

第一、法定積立金 百分ノ五以上

第二、固定資産消却金 百分ノ五以上

第三、役員賞與金 百分ノ拾以内

第四、株主配當金 若干

但シ都合ニ依リ内幾分ヲ別途積立金トナシ若クハ後期繰越金トスルコトアルヘシ

第參拾六條 積立金ハ取締役會ノ決議ニ依リ公債證書又ハ確實ナル會社株券或ハ債券ヲ以テ積立テ置クコトヲ得

第參拾七條 配當金ハ毎決算期ノ末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第參拾八條 配當金ハ株主總會決議ノ日ヨリ參ケ年ヲ經過スルモ請求ナキ

トキハ其請求權ヲ拋棄シタルモノト看做シ當會社ニ收得スヘシ

附 則

當會社ノ創立費用ハ金參百圓以内トス  
發起人ノ氏名住所及其引受株數左ノ如シ

五拾株	神奈川縣橘樹郡鶴見町潮田壹千七百番地	小野松造
五拾株	神奈川縣橘樹郡鶴見町潮田壹千六百七番地	吉澤光義
壹百株	東京府荏原郡大崎町大字上大崎五百拾九番地	米本庄五郎
壹百株	東京府荏原郡品川町大字南品川宿八百六拾五番地	中村政治
五拾株	神奈川縣橘樹郡鶴見町鶴見五百六拾參番地	荒井平五郎
五拾株	神奈川縣橘樹郡鶴見町生麥壹千四百拾貳番地	田中直次

五拾株

神奈川縣橋樹郡鶴見町生麥九百拾番地

宮崎誠

鶴見合同運送株式會社設立ノ爲メ商法第百貳拾條及第百貳拾貳條ニ依リ  
茲ニ定款ヲ作成シ發起人署名捺印シ之ヲ證スル事左ノ如シ

大正拾五年八月二十七日

鶴見合同運送株式會社

發起人

小野松造

同

吉澤光義

同

米本庄五郎

同

中村政治

同

荒井平五郎

發起人

田中直次

同

宮崎誠